

お知らせ

東京都

東京都は、東京都品川区豊町二丁目、豊町三丁目、戸越五丁目及び戸越六丁目地内において、東京都市計画都市高速鉄道事業東急電鉄大井町線（戸越公園駅付近）連続立体交差事業及び鉄道付属街路第1号線から第3号線の都市計画道路事業を行います。都市計画法の事業認可の告示は令和八年二月六日です。

このため、関係する皆様のご協力をいただきながら、必要な土地を取得してまいりますので、次のとおりお知らせいたします。

1 本事業の概要について

- (1) 東京都市計画都市高速鉄道事業東急電鉄大井町線
本事業は、品川区豊町二丁目から戸越六丁目までの延長約九百mの鉄道を高架化し、道路と鉄道の連続立体交差化を図るものです。
- (2) 東京都市計画道路事業区画街路都市高速鉄道東急電鉄大井町線付属街路第1号線から第3号線
本事業は、品川区戸越五丁目から戸越六丁目において計画幅員約六m、総延長約三百五十mにわたり都市計画道路を整備するものです。

2 用地取得について

- (1) 用地取得について
東京都は、事業予定地内の土地所有者や借地権などをお持ちの方、建物の所有者や借家人の方などと、土地売買契約や物件移転補償契約などを結びます。その契約に基づき、土地を明け渡したり、建物などを移転したときは、東京都は、それぞれ、土地の権利に関する補償金、移転に必要な補償金をお支払いします。
- (2) 土地収用法に基づく権利について
土地売買契約や物件移転補償契約などは、個別に進めていきますが、これとは別に事業予定地所有者や関係人の方は、土地収用法に基づく裁決申請請求、補償金支払請求及び明渡裁決申立てを行うことができます。

3 土地価格の固定について

- (1) 土地価格の固定について
東京都は、令和八年二月六日以降、事業地の取得価格を一年ごとに評価し直します。
- (2) 建築等の制限について
令和八年二月六日からは、事業地内で次のことをする場合は、東京都知事等の許可が必要ですが、
 - ・土地の形質の変更。
 - ・建築物や工作物の建設。
 - ・移動の容易でない物件の設置や堆積。

- (3) 土地建物の売買の制限について
令和八年二月十七日からは、事業地内の土地建物を売る場合は、事前に、買い主や予定金額などを、東京都へ届け出てください。
また、その届出後三十日以内は売買が行えない、など一定の制限があります。

4 事業地の範囲がわかる図面は、品川区都市環境部都市計画課に備えてあり、閲覧することができます。

なお、このお知らせについて、ご不明の点や詳細についてご質問のある方は、左記の連絡先へお問い合わせください。

施行者 東京都新宿区西新宿二丁目八番一号

東京都建設局 道路建設部鉄道関連事業課

電話〇三(五三二〇)五三三二

連絡先 東京都渋谷区神泉町八番十六号

東急電鉄株式会社工務部

電話〇三(五四五九)五二四四

